

海外商社名簿について

平成 29 年 4 月 1 日 17-制度-00074

第 1 章 海外商社名簿

(目的等)

第 1 条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、貿易保険法に規定する外国貿易その他の対外取引の相手方（以下「海外商社」という。）の与信管理等のため海外商社名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

- 2 日本貿易保険は、次に掲げる項目を名簿に記載し国又は地域別に管理するものとする。
 - 一 海外商社の名称及び住所
 - 二 第 3 条に定める格付
 - 三 海外商社毎に割り当てた整理番号等

(名簿区分)

第 2 条 日本貿易保険は、海外商社をその形態又は調査の状況に応じて管理する記号（以下「名簿区分」と総称する。）を設け、次表のとおりとする。

基 準	名簿区分
政府機関等、政府関係機関等及び国際機関	G
民間企業等	E
銀行等（名簿区分 G の銀行等を除く。）	S
信用状態等が不明等により、上記のいずれにも該当しない者	P

(与信管理区分、事故管理区分及び格付)

第 3 条 日本貿易保険は、前条に規定する名簿区分に信用状態等に応じて管理する記号（以下「与信管理区分」という。）を組み合わせる格付とする。

- 2 前条の海外商社の信用状態に大幅な悪化等が認められる場合は、前条に規定する名簿区分に信用状態の悪化等に応じて管理する記号（以下「事故管理区分」という。）を組み合わせる格付とする。
- 3 第 1 項に規定する格付及び当該格付の基準を別表 1 のとおりとし、前項に規定する格付及び当該格付の基準を別表 2 のとおりとする。

(名簿からの削除)

第 4 条 第 2 条の海外商社が清算の完了等別表 3 の事由に該当する場合は、日本貿易保険は当該海外商社を名簿から削除するものとする。

- 2 前項により名簿から削除される海外商社のうち、別表 3 第 7 号の事由に該当する者については、日本貿易保険は当該海外商社名（以下「スリーピング候補バイヤー」という。）を一定期間公表した後に削除することとする。
- 3 前項の公表期間は、3 月を目途として日本貿易保険がスリーピング候補バイヤーの公

表時に併せて公表する期間とする。

(海外商社における格付の特例)

第5条 海外商社を特定して保険契約の締結を管理するため日本貿易保険が別に定めた場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず当該海外商社の格付をS F格とする。

第2章 海外商社登録等

(登録等申請)

第6条 名簿に海外商社の登録又は名簿に登録されている海外商社の格付変更を希望する者は、第8条に定める信用調査報告書(G E格(別表1で定めるG E格評価基準の第3号に該当する場合を除く。))に海外商社を登録又は格付変更を希望する場合にあっては、信用調査報告書及び第9条第3項に規定する書類)をもって登録又は格付変更の申請を行うこととする。

2 海外商社の名称又は住所の変更等については、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。

3 第1項の海外商社の登録は、一の海外商社を一件として名簿に記載するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、海外商社の支店、支社又は出張所等(以下「支店等」という。)のうち、本社等と異なる国又は地域に所在する支店等は、本社等とは別に名簿に登録するものとする。ただし、支店等を登録する場合は、原則として当該支店等の本社等が名簿に登録されている場合に限ることとする。

5 前項の支店等を登録する場合は、第1項の規定にかかわらず、第1号から第3号に掲げる書類において当該海外商社が支店等である旨の記載がある場合は、信用調査報告書に代えることができるものとする。

- 一 本社等の信用調査報告書
- 二 本社等の年次報告書等
- 三 本社等のホームページの写し

6 海外商社が、日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限に該当する本邦法人の海外の支店又は法人等(以下「海外支店・子会社等」という。)となった場合及び海外支店・子会社等では無くなった場合は、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。

7 スリーピング候補バイヤーから海外商社を解除し名簿へ引続き登録を希望する者は、第4条第2項に規定する公表期間内に申請を行うこととする。

(管理区分及び格付の決定)

第7条 日本貿易保険は、前条第1項の登録等の申請に基づき、第2条の名簿区分を決定した後、第3条に規定する格付を決定するものとする。

2 前条第1項により提出された信用調査報告書の内容から名簿区分が不明の場合は原則として民間企業として扱い名簿区分Eにおいて格付を決定するものとする。

3 日本貿易保険は、第1項により決定した海外商社の格付を当該海外商社の状況の変化等に応じ適宜見直すことができるものとする。

(信用調査報告書)

第8条 信用調査報告書は、次の各号の要件を具備しているものをいう。

- 一 英語又は日本語による記述であること。
なお、他の外国語を使用している場合は、英語又は日本語による訳文が添付されたものであること。
- 二 確実な調査会社によって作成された報告書であり、かつ、原則として過去1年以内に調査されたものであること。
- 三 原則として次の事項について詳細に記述されているものであること。
 - イ 当該海外商社の名称及び住所
 - ロ 創業又は法人設立の時期
 - ハ 業種
 - ニ 当該信用調査報告書の出所(調査機関名)及び調査又は作成年月日
 - ホ 代表者
 - ヘ 従業員数
 - ト 主要株主及び資本金額
 - チ 財務内容(連続する直近2期間以上の貸借対照表及び損益計算書等)
 - リ 信用状態(契約履行の状況、取引者間の評判等)
 - ヌ 法人の活動状況

(名簿区分Gの登録等)

第9条 GS格又はGA格に海外商社を登録又は格付変更する場合であつて、当該海外商社の名称に政府又は省(Government 又は Ministry)等の名称が含まれており、明らかに政府機関等と判断できる場合にあつては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

- 2 GS格に国際機関等を登録又は格付変更する場合は、当該国際機関等の出資及び活動状況を記した日本政府又は本邦に所在する国際機関の支部等の刊行物の表紙及び当該国際機関等の記載箇所の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。
- 3 GE格(別表1で定めるGE格評価基準の第3号に該当する場合を除く。)に海外商社を登録又は格付変更を希望する場合にあつては、登録又は格付変更を希望する者は、前条に規定する信用調査報告書に加え、次の事項について詳細に記述されている書類(以下「追加資料」という。)を提出するものとする。ただし、信用調査報告書にこれら事項の詳細な記述が含まれている場合にあつては、当該部分に限り、追加資料の提出は要しない。
 - 一 出資内容
 - 二 代表者の任命権者
 - 三 設立根拠法等又は当該海外商社の予算決定についての議会の議決又は政府若しくは地方公共団体の承認等
- 4 GE格に別表1で定めるGE格評価基準の第4号に該当する海外商社を登録又は格付変更を希望する場合には、前項第2号又は第3号の書類に代えて、次の一部又は全ての事項等について詳細に記載されている資料を提出できるものとする。

- イ 代表者選任手続き、役員構成等、人事面での政府との関係に関すること
 - ロ 法令や定款の定め等における設立・出資等に関連すること
 - ハ 事業内容及び事業遂行における政府との関係に関すること
 - ニ 予算、財務内容、収支内容等、財務面での政府との関係に関すること
- 5 名簿区分Gに別表1で定めるGS格評価基準の第1号又はGE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合であって、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。
- 一 次の全てを満たすこと。
 - イ 当該海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称（Bank, Banque, Banco, Banca等）が含まれていること。
 - ロ The Bankers' Almanac（REED INFORMATION SERVICES LTD.発行）最新版、Orbis Bank Focus（BUREAU VAN DIJK発行）最新版、又はFitch Connect（FITCH SOLUTIONS LTD.発行）最新版に当該海外商社が収録されていること。
 - ハ GE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合にあつては、ロに当該海外商社の出資内容が記載されていること。
 - 二 次のいずれかの書類
 - イ The Bankers' Almanacの当該海外商社が掲載されている部分の写し
 - ロ Orbis Bank Focusの当該海外商社についてのレポート
 - ハ Fitch Connectの当該海外商社についてのレポート

（名簿区分Eの登録等）

- 第10条 名簿区分Eに海外商社を登録又は格付変更する場合であって、Cofanetの@レーティングクレジットオピニオン（コファスサービスジャパン株式会社提供。ただし、NR（Not Rated）の場合は除く。）をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。ただし、@レーティングクレジットオピニオンの交付日は海外商社の登録又は格付変更申請前1月以内に限る。
- 2 日本貿易保険は、前項の@レーティングクレジットオピニオンをもって、EF格又はEC格に登録又は格付変更するものとする。

（名簿区分Sの登録等）

- 第11条 名簿区分Sに海外商社を登録又は格付変更する場合であって、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。
- 一 次の全てを満たすこと。
 - イ 当該海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称（Bank, Banque, Banco, Banca等）が含まれていること。
 - ロ The Bankers' Almanac（REED INFORMATION SERVICES LTD.発行）最新版、Orbis Bank Focus（BUREAU VAN DIJK発行）最新版、又はFitch Connect（FITCH SOLUTIONS LTD.発行）最新版に当該海外商社が収録されていること
 - 二 次のいずれかの書類

イ The Bankers' Almanac の当該海外商社が掲載されている部分の写し

ロ Orbis Bank Focus の当該海外商社についてのレポート

ハ Fitch Connect の当該海外商社についてのレポート

- 2 海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称（Bank, Banque, Banco, Banca 等）が含まれていない場合には、第 8 条に定める信用調査報告書により銀行であることが確認される場合に限り、日本貿易保険は名簿区分 S において格付を決定するものとする。

（名簿区分 P の登録等）

第 12 条 第 8 条に規定する信用調査報告書を手に入れない場合は、名簿区分 P において格付を決定するものとする。ただし、貿易保険申込みが見込まれている取引が次のいずれかに該当する場合は、信用調査報告書の入手可否にかかわらず、名簿区分 P での登録を申請することができるものとする。

一 適格銀行（格付が G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格の銀行をいう。）が発行若しくは確認する取消不能信用状により代金等が決済される輸出契約等又は政府開発援助契約等に該当する輸出契約等など、海外商社の格付によらず信用危険てん補が可能な取引

二 貿易一般保険・包括保険（鋼材）の対象契約又は貿易一般保険個別保険において非常危険のみてん補を希望する取引

2 名簿区分 P に格付する場合は、以下の書類により登録又は格付変更できるものとする。

一 P U 格に海外商社を登録する場合は、海外商社の正式名称及び住所が確認できる契約書等の書類の写し

二 P N 格に海外商社を登録若しくは格付変更する場合又は次の第 3 項及び第 4 項に従い P N 格に格付する期間を延長する場合は、海外商社の正式名称、住所及び創設期にあることが確認できる書類（原則として過去 1 年以内に作成されたもの）の写し

3 P N 格に海外商社を登録又は格付変更する場合、当該海外商社を P N 格に格付する期間（以下「P N 格の有効期間」という。）は、次条に規定する効力発生日から 1 年間とする。ただし、日本貿易保険は、当該海外商社が P N 格に登録又は格付変更された日から 1 年を経過した後において未だ創設期にあることが確認できる場合は、P N 格の有効期間を 1 年毎に延長することができる。

4 前項に規定する P N 格の有効期間を延長しようとする者は、日本貿易保険が別に定める手続に従い、当該期間の満了の日の 1 月前から当該満了の日までに当該期間の延長申請を行わなければならない。日本貿易保険は、海外商社の P N 格の有効期間が満了する日までに当該期間の延長申請がなかったときは、当該海外商社を P U 格に格付変更することができる。

5 日本貿易保険は、戦争・革命・内乱等の事情により信用調査の実施又は信用危険に係る保険契約を締結することができない国又は地域に所在する海外商社のうち、名簿区分 G、E 及び S において格付した海外商社を P T 格に格付変更することができる。

（効力発生日）

第 13 条 第 6 条による登録申請によって名簿に登録された海外商社の名称、住所及び格付

の効力発生日は、申請者に通知した日とする。ただし、包括して保険契約を締結することを特に約している場合であって、別に定めのある場合を除く。

- 2 海外商社の格付変更の効力発生日は、日本貿易保険が公表する日とする。
- 3 名称又は住所の変更等の効力発生日は、申請者に通知した日とする。
- 4 海外支店・子会社等の登録等の効力発生日は、次のとおりとする。
 - 一 海外支店・子会社等の登録の効力発生日 申請者に通知した日
 - 二 海外支店・子会社等の削除の効力発生日 申請者に通知した日の翌日

第3章 雑則

(手続事項)

第14条 この規程に定めるもののほか、海外商社の登録等に関する手続的な事項は日本貿易保険が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

別表 1

第 3 条第 3 項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評 価 基 準
G S	次の各号のいずれかに該当する者 一 外貨管理当局（中央銀行等） 二 財政担当当局（財務省等） 三 国際連合その他これに準ずる国際機関 四 国際金融機関（第 1 号に該当するものを除く。）
G A	次の各号のいずれかに該当する者 一 行政府（立法府及び司法府を含み、G S 格に該当するものを除く。）の各省各部局 二 連邦制の国家にあつては、州政府の各省各部局 三 地方公共団体 四 第 1 号又は第 2 号に該当する者の保有する軍隊 五 前各号に該当する者の付属機関
G E	次の各号のいずれかに該当する者 一 以下の全てが満たされ、かつ、日本貿易保険が名簿区分 G を適当であると判断した者 イ G S 格又は G A 格に該当する者（以下本号及び第 3 号において「G S 格等」という。）が出資割合 5 0 % 超を保有する者（銀行等を除く。）であること（G S 格等及び G S 格等が出資割合 5 0 % 超を保有する者又は G S 格等が出資割合 5 0 % 超を保有する者が出資割合 5 0 % 超を保有する者は、G S 格等が出資割合 5 0 % 超を保有する者とみなす。第 3 号において同じ。）。 ロ G S 格等が当該海外商社の代表者の任命権を有していること。 ハ 次のいずれかに該当すること。 (1) 当該海外商社のために制定された根拠法又は政令等に基づき設立されていること。 (2) 当該海外商社の予算決定については議会の議決が必要であること又は当該海外商社の属する政府若しくは地方公共団体の承認等が必要であること。 二 政府関係法人又は政府関連基金等 三 G S 格等が出資割合 5 0 % 超を保有する銀行等 但し、スタンダードアンドプアーズ、ムーディーズ又はフィッチのいずれかの外部格付機関から、B 一 格又は B 3 格未満の長期外貨格付を取得している場合（カントリーシーリングによる場合を除く）にあつては、この限りでない。 四 第 1 号の要件を満たさないが、中央政府が原則として直接又は間接に出資割合 1 0 0 % を保有し実質的に政府と同一視できる者で、かつ、日本貿易保険が名簿区分 G を適当であると判断した者。

E E	統計的手法により導出した財務定量分析評価に定性的評価（経営、営業基盤及び業界動向等の評価）を加味した信用リスク審査モデル（以下単に「信用リスク審査モデル」という。）の結果から、信用状態が良好であって財務内容も優良な水準にあり、将来環境等が変化した場合でも債務履行能力が問題となる可能性は極めて低い、と日本貿易保険が判断した者
E A	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態が良好であって財務内容が現状良好な水準にあり、将来環境等が変化した場合でも債務履行能力が問題となる可能性は低い、と日本貿易保険が判断した者
E M	E E 格又は E A 格の基準を満たす者であって、信用状態又は財務内容に比して保険責任残高が過大となっている者
E F	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態、財務内容は現在問題無い水準にあるが、将来環境等が変化した場合にはその影響を受けやすく債務履行能力が問題となる可能性がある、と日本貿易保険が判断した者
E C	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態又は財務内容に不安があり、将来環境等が変化した場合に債務履行能力が問題となる可能性が高い、と日本貿易保険が判断した者
S A	信用状態及び財務内容が現状一定水準以上にある、と日本貿易保険が認める銀行等（G S 格又は G E 格に該当する者を除く。）
S C	G S 格、G E 格及び S A 格以外の銀行等
P N	創設期の者であって、信用状態が不明な者
P U	信用状態が不明な者（P N 格又は P T 格に該当する者を除く。）
P T	次の各号のいずれかに該当する者 一 経営実態のない者（ペーパーカンパニー等） 二 戦争、革命、内乱等の事情により信用調査を実施できない国又は地域に所在する者

別表 2

第 3 条第 3 項に定める事故管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評 価 基 準
G R	次の各号のいずれかに該当する者（事故管理区分 B 及び別表 3 の各号のいずれかに該当する者を除く。）
E R	<ul style="list-style-type: none"> 一 内容変更承認申請書等の提出により信用危険の発生が認められた者又は事情発生通知書若しくは損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者 二 相当の支払遅延のある者 三 過去 2 年以内に手形又は小切手の不渡が発生した者
S R	<ul style="list-style-type: none"> 四 取引が推薦されない者 五 信用供与が不相当と勧告されている者 六 債務超過になっている者（但し、実質的には債務超過ではない又は一時的な債務超過であると日本貿易保険が認めた場合を除く） 七 信用危険による保険金支払の対象となった者のうち、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部を回収した者（債権売却等により回収すべき金額がなくなった者を含む。）であって、信用状態の回復が明らかでない者（但し、回収に係るリスケジュール契約を履行している者もこれに含むことができるものとする。）
G B	次の各号のいずれかに該当する者（別表 3 の各号のいずれかに該当する者を除く。）
E B	<ul style="list-style-type: none"> 一 事情発生通知書又は損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者であって、次のいずれかに該当する事由により債務を履行できない者 <ul style="list-style-type: none"> イ 解散した者 ロ 清算手続中の者、あるいは清算手続が終了した者 ハ 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者 二 信用危険による保険金支払の対象となった者であって、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部又は一部が未回収となっている者（但し、事故管理区分 R に該当する者を除く）
S B	<ul style="list-style-type: none"> 三 業務に関し、刑法、経済関係法令、税務関係法令又は労働関係法令の規定に違反した疑いで起訴され、無罪が未確定の者。これらの法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行が終わった日若しくは執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者又はこれらの法令に違反して過料の賦課、営業停止その他の行政処分に処せられた日から 2 年を経過していない者

別表3

第4条に定める名簿からの削除事由を次のとおりとする。

削 除 事 由
次の各号のいずれかに該当する者
一 信用危険による保険金支払に係る債権のうち回収未済の部分について、日本貿易保険が権利行使義務の終了認定又は回収義務の終了認定等を行った案件の債務者であって、解散若しくは失そうしている者
二 次のいずれかに該当することが確認できた者であって、保険責任残高及び未回収残高のない者
イ 解散した者（第5号に該当する者を除く。）
ロ 清算手続中の者、あるいは清算手続が終了した者
ハ 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者
ニ 営業活動を停止している者、営業活動をしていることが不明の者又はこれに準ずる状態にある者
三 海外商社名簿に登録されている住所又はその他のいずれの場所にも、その存在を確認できない者
四 本人が死亡又は国外に逃亡した個人事業主及び破産手続開始の決定がなされた個人事業主（保険責任残高及び未回収残高のない者に限るものとし、第2号に該当する者を除く。）
五 合併により消滅した者であって、存続法人が名簿に登録されている者
六 上記各号に準ずる者
七 貿易保険の利用が一定期間認められず、かつ、保険責任残高がない者